○北陸地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 四百七十号　七尾市千野町ほ二六番一から同市矢田町六号二六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
七尾市大泊町泊五五番二から同市大泊町藤巻一七〇番二まで	前	三三・二三～一〇四・二七メートル	〇〇・七六四キロメートル
	後	三三・二三～一〇四・二七メートル	〇〇・七六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
七尾市大泊町泊五五番二から同市大泊町藤巻一七〇番二まで	前	三三・二三～一〇四・二七メートル	〇〇・七六四キロメートル
	後	三三・二三～一〇四・二七メートル	〇〇・七六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 四百七十号　七尾市東浜町フ二九番一から同市大泊町藤巻一二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
七尾市大泊町藤巻一二番一から氷見市宇波字吉田六五番一まで	前	二二・七八～一八八・〇〇メートル	五・八八〇キロメートル
	後	二二・七八～一八八・〇〇メートル	五・八八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
七尾市大泊町藤巻一二番一から氷見市宇波字吉田六五番一まで	前	二二・七八～一八八・〇〇メートル	五・八八〇キロメートル
	後	二二・七八～一八八・〇〇メートル	五・八八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 四百七十号　七尾市大泊町藤巻一二番一から氷見市宇波一七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
七尾市藤野町イ一番三から同市下町イ三五番一まで	前	A 八・五〇～五一・〇〇メートル	二・九五〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 二八・〇〇～七二・〇〇メートル	三・二二六キロメートル	
	後	A 八・五〇～五一・〇〇メートル	二・九五〇キロメートル	
	後	B 二八・〇〇～七二・〇〇メートル	三・二二六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
七尾市藤野町イ一番三から同市下町イ三五番一まで	前	八・五〇～五一・〇〇メートル	二・九五〇キロメートル
	後	八・五〇～五一・〇〇メートル	二・九五〇キロメートル
	後	二八・〇〇～七二・〇〇メートル	三・二二六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 百五十九号　七尾市古府町ヲ三二番四から同市下町イ二五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
七尾市千野町ろ七〇番二から同市千野町ろ二三番まで	前	一一・〇〇～一二・〇〇メートル	〇〇・一六二キロメートル
	後	一一・〇〇～一四・〇〇メートル	〇〇・一六二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所